

給 電 規 程

制 定 2020 年 4 月 1 日 2020 規程第 25 号
最終改正 2026 年 5 月 26 日 2020 規程第 25 号-5

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、電力系統を安定かつ経済的に総合運用するために、基本的な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 次の業務は、この規程の定めるところにより行う。

- (1) 給電所等における給電指令業務
- (2) 給電所等および電気所等における給電指令関連業務
- (3) 給電指令業務および給電指令関連業務に付帯する業務

(用語の定義)

第 3 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「給電所等」とは、中央給電指令所、基幹系統給電制御所、給電制御所をいう。
- (2) 「本部」とは、地域統括機関における本部をいう。
- (3) 「電気所等」とは、次のとおりとする。
 - a 本部の配電グループ、通信グループ、統括グループ、運営グループ、変電グループ、送電グループ、電力所、送電センター、配電営業所、変電所、開閉所および変換所
 - b 系統運用部の通信グループ
- (4) 「給電指令」とは、電力系統を統轄運用するため、給電所等が発令する運転および操作ならびにこれらに直接関連する事項の指示をいう。

なお、自動給電装置による指示は、給電指令に準ずるものとする。
- (5) 「給電指令業務」とは、給電所等が行う給電指令に関する業務をいう。
- (6) 「給電指令関連業務」とは、基幹系統給電制御所、給電制御所および電気所等が給電指令により行う業務をいう。
- (7) 「付帯する業務」とは、給電指令業務および給電指令関連業務の実施に必要な取扱いおよび手続き等の業務をいう。
- (8) 「給電用監視制御装置」とは、給電指令業務を円滑かつ迅速、確実に行うための装置をいう。
- (9) 「自動給電装置」とは、給電所等において電子計算機等により自動的に電力系統を監視制御する装置をいう。
- (10) 「予め確保した調整力電源」とは、調整力として確保した発電設備および D R (ディマンドリスポンス) をいう。

第2章 一般事項

(給電所等の所管電力系統)

第4条 給電所等の所管電力系統は、変電所および開閉所における、配電線引出口開閉装置を含みこれより電源側のすべての電力系統（配電部所管系統を除く。）とする。ただし、特に指示したものは、この限りでない。

2 基幹系統給電制御所および給電制御所の所管電力系統は、原則としてそれぞれ次のとおりとする。

(1) 基幹系統給電制御所

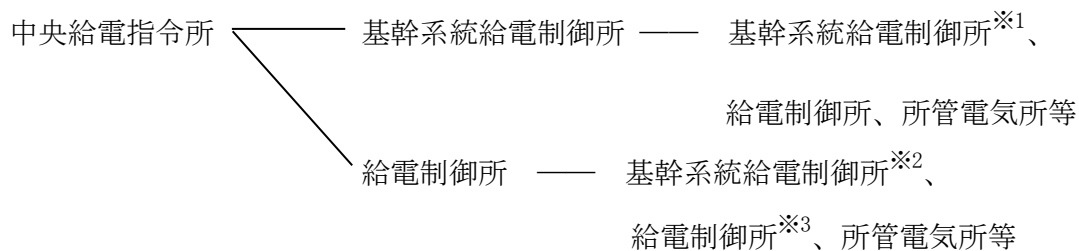
主要基幹系統

(2) 給電制御所

基幹系統給電制御所および配電部所管のものを除く、本部所管の系統

(給電指令系統)

第5条 給電指令系統は、次のとおりとする。



※1: 基幹系統給電制御所内において指令業務を担当している当直から運転業務を担当している当直へ指令する場合に適用する。

※2: 給電制御所の所管電力系統において基幹系統給電制御所の運転業務を担当している当直へ指令する場合に適用する。

※3: 同一電気所において操作する給電制御所と指令する給電制御所が異なる場合に適用する。

2 給電指令系統は次の各号に定める場合を除き、これを乱しまたは他から介入してはならない。

(1) 中央給電指令所が第12条ただし書の規定により直接、基幹系統給電制御所または給電制御所の所管電気所等に給電指令を発令する場合。

(2) 中央給電指令所が第13条の規定によりその給電指令業務の全部または一部を基幹系統給電制御所または給電制御所に代行させる場合。

(3) 基幹系統給電制御所が第15条ただし書の規定により直接、給電制御所の所管電気所等に給電指令を発令する場合。

(4) 基幹系統給電制御所および給電制御所が第16条または第19条の規定によりその給電指令業務の全部または一部の代行を給電所等に依頼する場合。

(5) 給電制御所が第20条の規定により運転および操作の指令を行う場合。

(給電指令の発受令および遵守)

第6条 給電指令は前条に定める給電指令系統に従って確實かつ迅速に行い、受令者は特に理由のない限りこれを拒み、改変または実施を遅らせてはならない。

なお、受令者は、必要ある場合は適切な意見を述べるものとする。

2 給電指令の発受令および遵守に当たっては、次の各号に定める事項を心得なければならない。

(1) 給電指令は、一貫した方針のもとに正確、簡潔かつ明瞭に行うこと。

(2) 給電指令または重要な打合せは必要に応じ給電所等の長および電気所等の長の間で行うこと。

(3) 目的の異なる多種の給電指令は同時に発令してはならない。

また、同一目的の指令であっても、はん雑な操作を伴う場合は適宜区分して発令し誤操作の防止を図ること。

(4) 操作の指令は、原則として操作手順を明確にして実施すること。ただし、事故時等において緊急操作を指令する場合は、省略して実施することができる。

(5) 発令者は、給電指令の目的および操作の方法等について、受令者にその内容を十分に理解できるよう簡潔かつ明瞭に発令すること。

(6) 受令者は、給電指令を迅速かつ的確に実施し、終了後は直ちにその状況および異常の有無を発令者に報告すること。

(7) 発令者および受令者は、相互に所属および氏名を明らかにすること。

(8) 発令者および受令者は、給電指令の発令、受令および報告において、的確な用語を使用し、その要旨を記録するとともに、相互に復唱して給電指令の完遂に努めること。

(9) 給電指令を中継する場合は、特に慎重に行い、伝達の責任を明らかにすること。

(10) 給電指令に準ずる自動給電装置の制御信号は、みだりにこれのじょう乱、断続をしてはならない。

(情報連絡)

第7条 給電所等および電気所等は、相互に事故の状況等業務上必要な情報を速やかに連絡し、電力系統の円滑な運用を図るものとする。

(緊急時および緊急事態発生のおそれある場合の処置)

第8条 給電所等および電気所等は、電気事故等緊急事態が発生または発生するおそれある場合は、事態の早期復旧または事故の未然防止に適切な処置および対策を行うものとする。

(需要調整等)

第9条 給電所等は、電力系統および需給の安定を図るために需要調整等を行う場合、指示された方針に基づき関係箇所連絡のうえ実施する。ただし、事故その他により急を要する場合は、事後速やかに連絡するものとする。

(給電用監視制御装置および給電用通信回線の運用)

第 10 条 給電所等および電気所等は、給電用監視制御装置(自動給電関連装置を含む。以下同じ。) および給電用通信回線を常に正常な状態に保持するよう努め、装置の故障等の場合にも迅速適切な処置がとれるよう充分打合せておくものとする。

2 給電所等は、給電指令業務を遂行するため、必要な通信回線を専用し、専用回線が使用できない場合は、他の通信回線を優先使用することができる。

なお、緊急の場合は、通話中の回線に割込み、その旨を告げて通話を一時中止させることができる。

第3章 給電指令業務

(中央給電指令所の給電指令業務)

第11条 中央給電指令所は、供給区域の電力系統について基幹系統給電制御所および給電制御所を統轄するとともに次の給電指令業務を行う。

- (1) 電気事故の未然防止および事故復旧の処置
 - a 異常気象の把握等事故予防に必要な調査およびそれに基づく具体的な対策処置
 - b 作業停止等における応急処置についての具体的な対策
 - c 重大な電気事故の復旧方針の作成および事前処置
 - d 電気事故の復旧操作
- (2) 需給調整
 - a 供給区域の需要、供給力および調整力に関する計画の作成
 - b 周波数調整
 - c 予め確保した調整力電源等の運用
 - d 融通電力の運用
 - e 変換所の連系線運用に関する指令
 - f 系統安定維持または需給調整上必要とする需要調整および潮流調整についての給電指令および連絡
- (3) 経済運用
- (4) 給電用監視制御装置（自動給電関連装置を含む。以下同じ。）の操作指令
- (5) 電力系統に直接関連する電力設備、系統保護装置、機器保護装置および給電用監視制御装置の作業停止の統轄
- (6) 電力気象の調査および異常気象報の連絡
- (7) 給電記録の作成および報告
- (8) 給電指令業務上必要な情報連絡および報告
- (9) その他給電指令業務上必要な調査

2 中央給電指令所は、交替勤務により昼夜常時給電指令業務を行う。

3 指令長は、その交替に当たっては、次の各号によって給電指令業務の引継ぎを行わなければならない。

(1) 引継日誌その他必要な記録書類に基づき、次の事項について次直者の前回勤務以後の経過および現状を正確かつ簡潔に説明する。

- a 系統および潮流状況
- b 電力需給状況
- c 周波数の状況
- d 予め確保した調整力電源等の運用状況
- e 電気事故発生の恐れがある場合の給電上の対策状況
- f 需給運用に関する作業停止状況
- g 給電用監視制御装置の稼動状況
- h 気象状況およびその対策状況
- i 事故、障害内容および応急、暫定処置状況
- j その他必要事項

(2) 系統状況、需給状況等引継事項については、系統監視盤等給電用監視制御装置と照合する。

(3) 次直者は、引継事項に関し必要ある場合には再調査して確認する。

(4) 引継中の給電指令業務は、前直者がその責任を負う。

(中央給電指令所の給電指令の発令)

第 12 条 中央給電指令所は、前条第 1 項各号の給電指令業務について基幹系統給電制御所および給電制御所に給電指令を発令する。ただし、緊急やむを得ない場合は、中央給電指令所は、直接、基幹系統給電制御所または給電制御所の所管電気所等に給電指令を発令することができる。この場合は、事後速やかに当該の所管給電所等に連絡するものとする。

(中央給電指令所の給電指令業務の代行)

第 13 条 中央給電指令所は、事故その他必要が生じた場合は、その給電指令業務の全部または一部を基幹系統給電制御所または給電制御所に代行させることができる。

(基幹系統給電制御所の給電指令業務)

第 14 条 基幹系統給電制御所は、供給区域の電力系統について給電制御所を統轄するとともに次の給電指令業務を行う。

- (1) 系統構成
- (2) 電気事故の未然防止および事故復旧の処置
 - a 系統弱点箇所および異常気象の把握等事故予防に必要な調査ならびにそれに基づく具体的な対策処置
 - b 作業停止等における系統構成および応急処置についての具体的な対策処置
 - c 電気事故の系統復旧方針の作成および事前処置
 - d 電気事故の復旧操作
 - e 給電上必要とする巡視指令
 - f 電気事故の報告および連絡
 - g 事故実績管理表の作成

- (3) 需給調整
 - a 負荷予想の作成
 - b 予め確保した調整力電源等の運用
 - c 系統安定維持または需給調整上必要とする需要調整についての給電指令および連絡
- (4) 経済運用
- (5) 電圧および無効電力の調整
- (6) 所管系統の操作指令
 - a 変電所、開閉所および変換所の操作指令
 - b 系統変更および潮流調整ならびにこれに伴う操作指令
- (7) 所管電力系統に直接関連する系統保護装置、機器保護装置および給電用監視制御装置の操作指令。ただし、伝送回線を除く。
- (8) 所管電力系統に直接関連する電力設備、系統保護装置、機器保護装置および給電用監視制御装置の作業停止の統轄
- (9) 電力気象の調査および異常気象報の連絡
- (10) 給電記録の作成および報告
- (11) 給電指令業務上必要な情報連絡および報告
- (12) その他給電指令業務上必要な調査
- 2 基幹系統給電制御所は、交替勤務により昼夜常時給電指令業務を行う。
- 3 指令長は、その交替に当たり、第11条第3項に準じて給電指令業務の引継ぎを行わなければならない。

(基幹系統給電制御所の給電指令の発令)

第15条 基幹系統給電制御所は、前条第1項各号の給電指令業務について中央給電指令所の方針または指示を受け、給電制御所または所管電気所等に給電指令を発令する。ただし、緊急やむを得ない場合は、基幹系統給電制御所は第5条第1項の指令ルートに基づかず給電指令を発令することができる。この場合は、事後速やかに当該の給電所等に連絡するものとする。

(基幹系統給電制御所の給電指令業務の代行)

第16条 基幹系統給電制御所は、事故その他必要が生じた場合は、中央給電指令所の承認を得てその給電指令業務の全部または一部の代行を中央給電指令所または給電制御所に依頼することができる。

(給電制御所の給電指令業務)

第17条 給電制御所は、所管電力系統について次の給電指令業務を行う。

- (1) 系統構成
- (2) 電気事故の未然防止および事故復旧の処置
 - a 系統弱点箇所および異常気象の把握等事故予防に必要な調査ならびにそれに基づく具体的な対策処置
 - b 作業停止等における系統構成および応急処置についての具体的な対策処置
 - c 電気事故の系統復旧方針の作成および事前処置
 - d 電気事故の復旧操作
 - e 給電上必要とする巡視指令
 - f 電気事故の報告および連絡
 - g 事故実績管理表の作成

- (3) 需給調整
 - a 負荷予想の作成
 - b 予め確保した調整力電源等の運用
 - c 系統安定維持または需給調整上必要とする需要調整についての給電指令および連絡
 - (4) 経済運用
 - (5) 電圧および無効電力の調整
 - (6) 所管系統の操作指令
 - a 変電所および開閉所の操作指令
 - b 系統変更および潮流調整ならびにこれに伴う操作指令
 - (7) 所管電力系統に直接関連する系統保護装置、機器保護装置および給電用監視制御装置の操作指令。ただし、伝送回線を除く。
 - (8) 所管電力系統に直接関連する電力設備、系統保護装置、機器保護装置および給電用監視制御装置の作業停止の統轄
 - (9) 電力気象の調査および異常気象報の連絡
 - (10) 給電記録の作成および報告
 - (11) 給電指令業務上必要な情報連絡および報告
 - (12) その他給電指令業務上必要な調査
- 2 給電制御所は、交替勤務により昼夜常時給電指令業務を行う。
- 3 当直主任は、その交替に当たり、第11条第3項に準じて給電指令業務の引継ぎを行わなければならない。

(給電制御所の給電指令の発令)

第18条 給電制御所は、第14条第1項各号の給電指令業務について、中央給電指令所および基幹系統給電制御所の方針または指示を受け、基幹系統給電制御所、給電制御所または所管電気所等に給電指令を発令する。

(給電制御所の給電指令業務の代行)

第19条 給電制御所は、事故その他必要が生じた場合は中央給電指令所の承認を得てその給電指令業務の全部または一部の代行を中央給電指令所、基幹系統給電制御所または隣接給電制御所に依頼することができる。

(給電制御所の給電指令業務の特例)

第20条 給電制御所は、次に定める場合は、設備を所管または所属する本部の長の指示を受け、運転および操作の指令を行うことができる。

- (1) 緊急に処置しなければ重大な結果になると推定される場合。
- (2) 通信連絡不能のために中央給電指令所または基幹系統給電制御所の指示を受けられない場合。

第4章 給電指令関連業務

(基幹系統給電制御所、給電制御所および電気所等の給電指令関連業務)

第21条 基幹系統給電制御所、給電制御所および電気所等は、その所管電力設備について次の給電指令関連業務を行う。

- (1) 設備の運転および操作
 - a 電力系統に直接関連する設備の運転および操作
 - b 系統変更および潮流調整に伴う運転および操作
- (2) 電気事故の未然防止および事故復旧の処置
 - a 電気事故の未然防止対策についての給電指令事項に対する処置および報告
 - b 電気事故の復旧操作
 - c 電気事故および給電上必要とする場合の巡視
 - d 電気事故の状況および巡視結果の報告
- (3) 需給調整および経済運用に伴う運転および操作
 - a 予め確保した調整力電源等の出力変更に伴う操作
 - b 系統安定維持または需給調整上必要とする需要調整に伴う操作
- (4) 電圧および無効電力の調整に伴う運転および操作
- (5) 電力系統に直接関連する電力設備、系統保護装置、機器保護装置および給電用監視制御装置の作業停止の取扱い
- (6) 電力気象および異常気象の状況調査および報告
- (7) 給電記録の作成および報告
- (8) 給電指令業務上必要な情報連絡および報告
- (9) その他給電指令業務上必要な調査

2 基幹系統給電制御所および給電制御所は、第2号cおよび第5号を除く。

(基幹系統給電制御所、給電制御所および電気所等の給電指令関連業務の実施)

第22条 基幹系統給電制御所、給電制御所および電気所等が行う給電指令関連業務は、所管給電所等の給電指令により行うものとする。ただし、次に定める場合および緊急やむを得ない場合は、基幹系統給電制御所、給電制御所および電気所等は自主的に運用および操作を行うものとする。

- (1) 基幹系統給電制御所、給電制御所および電気所等が、自所で、運用および操作の可否の判断および決定が可能なもの
- (2) 給電所等が特に指定したもの

第5章 各職位の決定事項

(中央給電指令所長の決定事項)

第23条 中央給電指令所長は、次の各号に掲げる事項を決定し、関係責任者に指示する。

- (1) 適正負荷分担、その他電力系統の安定化、正常化に関する事項およびその運用方法
- (2) 日々の供給力および調整力予想の変更における適切な処置
- (3) 作業停止計画
- (4) 作業停止の中止、内容の変更等を要する場合の適切な処置
- (5) 日々の需要および供給力予想
- (6) 電力融通量等の通告およびその処置
- (7) 電力系統、需給の安定を図るための需要調整等の実施
- (8) 給電用監視制御装置等の適正な運用

(基幹系統給電制御所長の決定事項)

第24条 基幹系統給電制御所長は、次の各号に掲げる事項を決定し、関係責任者に指示する。

- (1) 所管系統の系統構成、幹線運用限度、適正負荷分担、その他電力系統の安定化、正常化に関する事項およびその運用方法
- (2) 所管系統および所管系統に影響する作業停止計画
- (3) 所管系統および所管系統に影響する作業停止の中止、内容の変更等を要する場合の適切な処置および事故発生に備えての適切な対策

(給電制御所の長の決定事項)

第25条 給電制御所の長は、次の各号に掲げる事項を決定し、関係責任者に指示する。

- (1) 所管系統の系統構成、幹線運用限度、適正負荷分担、その他電力系統の安定化、正常化に関する事項およびその運用方法
- (2) 所管系統に関する作業停止計画
- (3) 所管系統の作業停止の中止、内容の変更等を要する場合の適切な処置および事故発生に備えての適切な対策
- (4) 所管系統に関する当月の作業停止実施の可否

(中央給電指令所指令長、基幹系統給電制御所指令長および給電制御所当直主任の決定事項)

第 26 条 中央給電指令所指令長、基幹系統給電制御所指令長および給電制御所当直主任は、次の各号に掲げる事項を決定し、関係責任者に指示する。

- (1) 作業停止時の給電指令
- (2) 事故発生後の適切な復旧方策

第6章 雑 則

(付帯する業務)

第 27 条 給電指令業務および給電指令関連業務の実施に必要な付帯する業務については、原則として、次の各号のとおり定める。

- (1) 系統運用グループチーフマネジャー
 - a 給電運用操作に関する基本的な事項
 - b 他社に関するもののうち、重要なもの
 - c a、bに定めるもののほか、特に必要なもの
 - (2) 中央給電指令所長
 - a 基本的な事項ならびに中央給電指令所および基幹系統給電制御所に関するもの
 - b 他社に関するもののうち、重要なもの
 - c a、bに定めるもののほか、特に必要なもの
 - (3) 本部長
 - a 給電制御所に関するもの
 - b 他社に関するもののうち、重要でないもの
 - c (1)および(2)に定めるもののほか、特に必要なもの
- 2 付帯する業務で定める事項は、原則として次のとおりとする。
- (1) 一般的事項
 - (2) 給電指令範囲
 - (3) 正規送電状態
 - (4) 系統保護装置運用方針
 - (5) 平常時運用操作方針
 - (6) 系統事故時復旧方針
 - (7) 各所別事故時復旧操作
 - (8) 付表（関係主要箇所所在地、継電器方式図、送電線安全電流表、送電線保守分担区域図、その他必要なもの）

(細部事項)

第 28 条 規程に定めのない細部事項のうち、他の部の長の所管業務に関連する事項の実施については、関係する部の長と協議しなければならない。また、他の本部に関連する事項の実施については、関係する本部長と協議しなければならない。

2020 規程第 1 号-5

2021 年 11 月 17 日

社長 土井 義宏

「職制規程」他 1 件の一部改正について

標記については、下記のとおり一部改正したので公布する。

記

1. 一部改正する社内標準

- (1) 職制規程 (2020 年 4 月 1 日 2020 規程第 1 号)
- (2) 給電規程 (2020 年 4 月 1 日 2020 規程第 25 号)

2. 改正内容

- (1) 職制規程 . . . 別紙 1 のとおり
- (2) 給電規程 . . . 別紙 2 のとおり

以 上

附 則

上記の規程は、2021 年 12 月 1 日から実施する。

(改正理由)

2021 年 12 月組織見直しに伴い一部改正するものである。

2020 規程第 25 号-2

2023 年 6 月 26 日

社長 土井 義宏

「給電規程」の一部改正について

標記の規程（2020 年 4 月 1 日 2020 規程第 25 号）の一部を別紙のとおり改正したので公布する。

以 上

附 則

この規程は、2023 年 7 月 1 日から実施する。

（改正理由）

2023 年 7 月 1 日付組織改正に伴い一部改正するものである。

2020 規程第 25 号-3

2024 年 9 月 17 日

社長 白銀 隆之

「給電規程」の一部改正について

標記の規程（2020 年 4 月 1 日 2020 規程第 25 号）の一部を別紙のとおり改正したので公布する。

以 上

附 則

組織改正に伴う改正内容については 2023 年 7 月 1 日から適用、調整力調達の需給調整市場への全面移行に伴う改正内容については 2024 年 4 月 1 日から適用、系統事故発生時の対応業務のカイゼンに伴う改正内容については、2024 年 9 月 1 日から適用する。

（改正理由）

- ・ 2023 年 7 月 1 日組織改正に伴うもの
- ・ 2024 年 4 月 1 日調整力調達の需給調整市場への全面移行に伴うもの
- ・ 系統事故発生時の対応業務のカイゼンに伴うもの